

新旧対照表

現 行(平成31年4月)	改 正(令和8年4月)
<p>県土マネジメント部土木工事成績評定要領</p> <p>(目的) 第1 この要領は、県土マネジメント部土木工事の工事成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>(評定の対象) 第2 評定の対象とする工事は、県土マネジメント部土木工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号）に基づき検査を行う工事のうち、1件の当初設計額が250万円以上の工事とする。ただし、引渡しを受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については、評定の対象外とすることができる。</p> <p>(評定の内容) 第3 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。</p> <p>(評定者) 第4 工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、県土マネジメント部土木工事検査要領に定める検査職員、県土マネジメント部土木工事監督要領（平成2年4月1日付け技第4号）に定める総括監督員及び主任監督員とする。</p> <p>(評定の方法) 第5 評定は、監督又は検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。 2 評定の結果は、土木工事検査（成績評定）書（様式評第1号）、工事成績採点表（様式評第2号）及び改定細目別評定点採点表（様式評第3号）に記録するものとする。 3 評定に際しての考査基準は、工事成績採点の考査項目別運用表（別紙-1から別紙-4）、考査基準特記事項（別紙-5）及び施工プロセスのチェックリスト（別紙-6）によるものとする。</p> <p>(評定の時期) 第6 検査職員は検査を実施したとき、評定を行うものとする。ただし、既済部分検査においては、検査職員は評定を行わないものとする。また、総括監督員及び主任監督員は工事が完成したとき、評定を行うものとする。</p> <p>(評定の結果の通知) 第7 評定の結果は、県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程（平成17年3月18日付け技第170号）に基づき、受注者に通知するものとする。</p> <p>(評定の修正) 第8 評定を行った後、受注者の責に帰する瑕疵や不具合が確認された場合は、評定の修正を行</p>	<p>県土マネジメント部土木工事成績評定要領</p> <p>(目的) 第1 この要領は、県土マネジメント部土木工事の工事成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>(評定の対象) 第2 評定の対象とする工事は、県土マネジメント部土木工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号）に基づき検査を行う工事のうち、1件の当初設計額が250万円以上の工事とする。ただし、引渡しを受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については、評定の対象外とすることができる。</p> <p>(評定の内容) 第3 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。</p> <p>(評定者) 第4 工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、県土マネジメント部土木工事検査要領に定める検査職員、県土マネジメント部土木工事監督要領（平成2年4月1日付け技第4号）に定める総括監督員及び主任監督員とする。</p> <p>(評定の方法) 第5 評定は、監督又は検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。 2 評定の結果は、土木工事検査（成績評定）書（様式評第1号）、工事成績採点表（様式評第2号）及び改定細目別評定点採点表（様式評第3号）に記録するものとする。 3 評定に際しての考査基準は、工事成績採点の考査項目別運用表（別紙-1から別紙-4）、考査基準特記事項（別紙-5）及び施工プロセスのチェックリスト（別紙-6）によるものとする。</p> <p>(評定の時期) 第6 検査職員は検査を実施したとき、評定を行うものとする。ただし、既済部分検査においては、検査職員は評定を行わないものとする。また、総括監督員及び主任監督員は工事が完成したとき、評定を行うものとする。</p> <p>(評定の結果の通知) 第7 評定の結果は、県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程（平成17年3月18日付け技第170号）に基づき、受注者に通知するものとする。</p> <p>(評定の修正) 第8 評定を行った後、受注者の責に帰する瑕疵や不具合が確認された場合は、評定の修正を行</p>

新 旧 対 照 表

現 行(平成31年4月)	改 正(令和8年4月)
<p>うものとする。</p> <p>2 前項の規定に従い評定の修正を行ったときは、第7の規定に従い、遅滞なくその結果を受注者に再通知するものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成9年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成11年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成15年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月9日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年11月9日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年8月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月 1日から施行する。</p>	<p>うものとする。</p> <p>2 前項の規定に従い評定の修正を行ったときは、第7の規定に従い、遅滞なくその結果を受注者に再通知するものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成9年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成11年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成15年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月9日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年11月9日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年8月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月 1日から施行する。</p> <p style="color: red;"><u>附 則</u> <u>この要領は、令和8年4月 1日から施行する。</u></p>

新 旧 対 照 表

現 行(平成31年4月)	改 正(令和8年4月)
<p>様式 評題 1 号- 1 土木工事検査 (成績評定) 書</p> <p style="padding-left: 40px;">略 (改定なし)</p> <p>様式 評第 1 号- 2 土木工事検査 (成績評定) 書</p> <p style="padding-left: 40px;">略 (改定なし)</p> <p>様式 評第 2 号 工事成績採点表</p> <p style="padding-left: 40px;">略 (改定なし)</p> <p>様式 評第 3 号 改定細目別評定点採点表</p> <p style="padding-left: 40px;">略 (改定なし)</p>	<p>様式 評題 1 号- 1 土木工事検査 (成績評定) 書</p> <p style="padding-left: 40px;">略 (改定なし)</p> <p>様式 評第 1 号- 2 土木工事検査 (成績評定) 書</p> <p style="padding-left: 40px;">略 (改定なし)</p> <p>様式 評第 2 号 工事成績採点表</p> <p style="padding-left: 40px;">略 (改定なし)</p> <p>様式 評第 3 号 改定細目別評定点採点表</p> <p style="padding-left: 40px;">略 (改定なし)</p>

新旧対照表

現行(平成31年4月)

改正(令和8年4月)

別紙-1から別紙-4 考查項目別運用表

別紙-1から別紙-4 考查項目別運用表

別紙-1①

考查項目別運用表

(主任監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	<p>適切である</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 施工計画書を、工事着手前に提出している。 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 元請が下請の作業成果を検査している。 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 その他 <p>理由:</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p>□ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p>□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	II. 配置技術者(現場代理人等)	<p>適切である</p> <p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場代理人が、工事全体を把握している。 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 <p>【監理(主任)技術者を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 素行と共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 <p>その他</p> <p>理由:</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p>□ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p>□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・b</p> <p>評価値が80%未満・・・・・・c</p>	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			

別紙-1①

考查項目別運用表

(主任監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	<p>適切である</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した段階に提出している。 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 元請が下請の作業成果を検査している。 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 工場製作期間について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予備できない事象等に対応できる体制を整えている。 その他 <p>理由:</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p>□ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p>□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	II. 配置技術者(現場代理人等)	<p>適切である</p> <p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場代理人が、工事全体を把握している。 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 監督職員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。 <p>【監理(主任)技術者を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 素行と共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 <p>その他</p> <p>理由:</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p>□ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p>□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・b</p> <p>評価値が80%未満・・・・・・c</p>	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			

新旧対照表

現行(平成31年4月)

改正(令和8年4月)

別紙-1②

考査項目別運用表

(主任監督員)

考査項目	細別	運用状況				
		a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>適切である</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもとなっている。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 <input type="checkbox"/> 工事材料品質に影響が無いよう保管している。 <input type="checkbox"/> 日常の出入形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 <input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 <input type="checkbox"/> 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 工事全般において、紙質音型、紙振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由:</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	II. 工程管理	<p>適切である</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 <input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 <input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 <input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由:</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

●判断基準

評価値が90%以上・・・・・・a

評価値が80%以上90%未満・・・・・・b

評価値が80%未満・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙-1②

考査項目別運用表

(主任監督員)

考査項目	細別	運用状況				
		a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>適切である</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 2. 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもとなっている。 <input type="checkbox"/> 3. 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 <input type="checkbox"/> 4. 工事材料品質に影響が無いよう保管している。 <input type="checkbox"/> 5. 日常の出入形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 6. 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 7. 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 <input type="checkbox"/> 8. 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 <input type="checkbox"/> 9. 工事打合せ簿を、事前準備に基づき、不足無く整理している。 <input type="checkbox"/> 10. 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 11. 工事全般において、紙質音型、紙振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> 12. 塵埃改善等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業(作業手順や確認方法等)を適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 13. その他 <p>理由:</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	II. 工程管理	<p>適切である</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 2. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。 <input type="checkbox"/> 3. 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 <input type="checkbox"/> 4. 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 <input type="checkbox"/> 5. 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 6. 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 <input type="checkbox"/> 7. 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 8. 施工計画書に定めた休日予定のとおりに、休日の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> 9. 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 <input type="checkbox"/> 10. その他 <p>理由:</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

●判断基準

評価値が90%以上・・・・・・a

評価値が80%以上90%未満・・・・・・b

評価値が80%未満・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

新旧対照表

現 行 (平成31年4月)					改 正 (令和8年4月)																																																																																																						
<p style="text-align: center;">別紙-1③</p> <p style="text-align: center;">審査項目別運用表 (主任監督員)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">審査項目</th> <th style="width: 5%;">細 別</th> <th style="width: 20%;">a</th> <th style="width: 20%;">b</th> <th style="width: 20%;">c</th> <th style="width: 10%;">d</th> <th style="width: 10%;">e</th> </tr> <tr> <td></td> <td>Ⅲ. 安全対策</td> <td>適切である</td> <td>ほぼ適切である</td> <td>他の評価に該当しない</td> <td>やや不適切である</td> <td>不適切である</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 <input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日/日以上実施している。 <input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 <input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 <input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 <input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____) </td> <td> <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 </td> <td> <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c </td> <td colspan="3" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>Ⅳ. 対外関係</td> <td>適切である</td> <td>ほぼ適切である</td> <td>他の評価に該当しない</td> <td>やや不適切である</td> <td>不適切である</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、円滑な連携に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____) </td> <td> <input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 </td> <td> <input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c </td> <td colspan="3" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	審査項目	細 別	a	b	c	d	e		Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である			<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 <input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日/日以上実施している。 <input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 <input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 <input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 <input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____) 		<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。				<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c 		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						Ⅳ. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である			<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、円滑な連携に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____) 		<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。				<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c 		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					<p style="text-align: center;">別紙-1③</p> <p style="text-align: center;">審査項目別運用表 (主任監督員)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">審査項目</th> <th style="width: 5%;">細 別</th> <th style="width: 20%;">a</th> <th style="width: 20%;">b</th> <th style="width: 20%;">c</th> <th style="width: 10%;">d</th> <th style="width: 10%;">e</th> </tr> <tr> <td></td> <td>Ⅲ. 安全対策</td> <td>適切である</td> <td>ほぼ適切である</td> <td>他の評価に該当しない</td> <td>やや不適切である</td> <td>不適切である</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1. 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 2. 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 <input type="checkbox"/> 3. 安全教育及び安全訓練等を半日/日以上実施している。 <input type="checkbox"/> 4. 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 <input type="checkbox"/> 5. 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 <input type="checkbox"/> 6. 過積載防止に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 7. 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 <input type="checkbox"/> 8. 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 <input type="checkbox"/> 9. 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 10. その他 (理由: _____) </td> <td> <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 </td> <td> <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c </td> <td colspan="3" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>Ⅳ. 対外関係</td> <td>適切である</td> <td>ほぼ適切である</td> <td>他の評価に該当しない</td> <td>やや不適切である</td> <td>不適切である</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1. 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 2. 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 3. 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 4. 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 5. 関連工事との調整を行い、円滑な連携に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 6. 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 <input type="checkbox"/> 7. その他 (理由: _____) </td> <td> <input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 </td> <td> <input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c </td> <td colspan="3" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	審査項目	細 別	a	b	c	d	e		Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である			<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1. 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 2. 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 <input type="checkbox"/> 3. 安全教育及び安全訓練等を半日/日以上実施している。 <input type="checkbox"/> 4. 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 <input type="checkbox"/> 5. 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 <input type="checkbox"/> 6. 過積載防止に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 7. 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 <input type="checkbox"/> 8. 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 <input type="checkbox"/> 9. 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 10. その他 (理由: _____) 		<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。				<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c 		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						Ⅳ. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である			<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1. 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 2. 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 3. 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 4. 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 5. 関連工事との調整を行い、円滑な連携に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 6. 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 <input type="checkbox"/> 7. その他 (理由: _____) 		<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。				<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c 		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
審査項目	細 別	a	b	c	d	e																																																																																																					
	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である																																																																																																					
		<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 <input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日/日以上実施している。 <input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 <input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 <input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 <input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____) 		<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。																																																																																																						
		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c 		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																																																																																							
	Ⅳ. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である																																																																																																					
		<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、円滑な連携に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____) 		<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。																																																																																																						
		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c 		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																																																																																							
審査項目	細 別	a	b	c	d	e																																																																																																					
	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である																																																																																																					
		<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1. 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 2. 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 <input type="checkbox"/> 3. 安全教育及び安全訓練等を半日/日以上実施している。 <input type="checkbox"/> 4. 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 <input type="checkbox"/> 5. 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 <input type="checkbox"/> 6. 過積載防止に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 7. 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 <input type="checkbox"/> 8. 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 <input type="checkbox"/> 9. 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 10. その他 (理由: _____) 		<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。																																																																																																						
		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c 		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																																																																																							
	Ⅳ. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である																																																																																																					
		<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1. 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 2. 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 3. 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 4. 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 5. 関連工事との調整を行い、円滑な連携に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 6. 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 <input type="checkbox"/> 7. その他 (理由: _____) 		<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。																																																																																																						
		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c 		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																																																																																							

新旧対照表

現 行 (平成31年4月)

改 正 (令和8年4月)

別紙-1④

審査項目別運用表

(主任監督員)

考 査 項 目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。 <small>※ ばらつき判断は別紙-4参照。</small>	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> ① 出来形の測定は、工事全額を満了して評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工率目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 </div>					
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
<p>●評価対象項目</p> <p>1. 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。</p> <p>2. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。</p> <p>3. 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。</p> <p>4. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。</p> <p>5. 不可視部分の出来形を写真撮影している。</p> <p>6. 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまもっている。</p> <p>7. 溶接管理基準の出来形管理を適切にまもっている。</p> <p>8. 社内の管理基準に基づき管理している。</p> <p>9. 設計図書に定められている予備品に不足が無い。</p> <p>10. 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。</p> <p>11. その他 (理由: _____)</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が80%以上・・・・・・ a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ b 評価値が60%未満・・・・・・ c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </div>					

4

別紙-1④

審査項目別運用表

(主任監督員)

考 査 項 目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。 <small>※ ばらつき判断は別紙-4参照。</small>	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> ① 出来形の測定は、工事全額を満了して評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工率目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 </div>					
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
<p>●評価対象項目</p> <p>1. 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。</p> <p>2. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。</p> <p>3. 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。</p> <p>4. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。</p> <p>5. 不可視部分の出来形を写真撮影している。(監督職員等が撮影した箇所は除く)</p> <p>6. 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまもっている。</p> <p>7. 溶接管理基準の出来形管理を適切にまもっている。</p> <p>8. 社内の管理基準に基づき管理している。</p> <p>9. 設計図書に定められている予備品に不足が無い。</p> <p>10. 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。</p> <p>11. その他 (理由: _____)</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が80%以上・・・・・・ a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ b 評価値が60%未満・・・・・・ c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </div>					

4

新旧対照表

現行(平成31年4月)

改正(令和8年4月)

別紙-1⑤

審査項目別運用表

(主任監督員)

審査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事・受電設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
1. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 受電設備工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 届けに関する出来形管理が容易に把握できるように、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 <input type="checkbox"/> 機器等の測定(試験)結果が、その都度出来形管理図に記載され、適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 <input type="checkbox"/> 設備の届け及び固定方法が設計図書又は承認図書通り施工している。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線が、設計図書又は承認図書通りに敷設している。 <input type="checkbox"/> 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 <input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____) <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価値が80%以上・・・・・・ a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ b 評価値が60%未満・・・・・・ c 	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			

5

別紙-1⑤

審査項目別運用表

(主任監督員)

審査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事・受電設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
1. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 受電設備工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 届けに関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により把握できる。 <input type="checkbox"/> 2. 機器等の測定(試験)結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表に記載され、適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 3. 不可視部分の出来形を写真撮影している。(監督職員等が撮影した箇所は除く) <input type="checkbox"/> 4. 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 <input type="checkbox"/> 5. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 <input type="checkbox"/> 6. 設備の届け及び固定方法が設計図書又は承認図書通り施工している。 <input type="checkbox"/> 7. 配管及び配線が、設計図書又は承認図書通りに敷設している。 <input type="checkbox"/> 8. 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 <input type="checkbox"/> 9. 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 <input type="checkbox"/> 10. 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 11. 社内の管理基準に基づき管理している。 <input type="checkbox"/> 12. 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。 <input type="checkbox"/> 13. 高圧部等の伝導部への二重表示、二重防護など運用における不能力を想定した安全対策がなされている。 <input type="checkbox"/> 14. その他 (理由: _____) <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価値が80%以上・・・・・・ a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ b 評価値が60%未満・・・・・・ c 	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			

5

新旧対照表

現行(平成31年4月)

改正(令和8年4月)

別紙-1④

考査項目別運用表 (主任監督員)

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
II. 品質	※ ばらつきは別紙-4参照。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ① 品質の評価は、工事全般を通じて評価するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事的目的の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 </div>				
機械設備工事	a	b	c	d	e
※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
●評価対象項目	<input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 <input type="checkbox"/> 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 <input type="checkbox"/> 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、 <u>操作性にすぐれている</u> 。 <input type="checkbox"/> 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 <input type="checkbox"/> 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 <input type="checkbox"/> 設備の取扱説明書を <u>正確</u> している。 <input type="checkbox"/> 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 <input type="checkbox"/> 機器の配置が <u>点検しやすく</u> している。 <input type="checkbox"/> 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできる <u>ようになっている</u> 。 <input type="checkbox"/> 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 <input type="checkbox"/> パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 <input type="checkbox"/> 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 <input type="checkbox"/> 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現地状況を踏まえ施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他 <div style="float: right; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">理由:</div>				
●判断基準	評価値が80%以上・・・・・・ a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ b 評価値が60%未満・・・・・・ c <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は除外する。 ② 除外項目のある場合は除外後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、除外後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 </div>				

別紙-1④

考査項目別運用表 (主任監督員)

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
II. 品質	※ ばらつきは別紙-4参照。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ① 品質の評価は、工事全般を通じて評価するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事的目的の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 </div>				
機械設備工事	a	b	c	d	e
※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
●評価対象項目	<input type="checkbox"/> 1. 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している <u>ことが確認できる</u> 。 <input type="checkbox"/> 2. 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 <input type="checkbox"/> 3. 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 <input type="checkbox"/> 4. 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 <input type="checkbox"/> 5. 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 <input type="checkbox"/> 6. 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 <input type="checkbox"/> 7. 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、 <u>正常に作動することが確認できる</u> 。 <input type="checkbox"/> 8. 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 <input type="checkbox"/> 9. 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 <input type="checkbox"/> 10. 設備の取扱説明書を <u>適切に作成</u> している。 <input type="checkbox"/> 11. 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 <input type="checkbox"/> 12. 機器の配置について、 <u>点検しやすく</u> している。 <input type="checkbox"/> 13. 設備の構造や機器の配置について、 <u>部品等の交換作業を容易にできる</u> 。 <input type="checkbox"/> 14. 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 <input type="checkbox"/> 15. パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 <input type="checkbox"/> 16. 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 <input type="checkbox"/> 17. 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 <input type="checkbox"/> 18. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 19. 現地状況を踏まえ施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 20. その他 <div style="float: right; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">理由:</div>				
●判断基準	評価値が80%以上・・・・・・ a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ b 評価値が60%未満・・・・・・ c <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は除外する。 ② 除外項目のある場合は除外後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、除外後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 </div>				

新旧対照表

現行(平成31年4月)

改正(令和8年4月)

別紙-1①

審査項目別運用表

(主任監督員)

審査項目	工種	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事 受電設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	
II. 品質	※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 製作者手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 <input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 <input type="checkbox"/> 操作スイッチや表示灯が承認図書のとおりに配置され、<u>操作性に優れている</u>。 <input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の動作が確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 <input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を<u>工書</u>上作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。 <input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 <input type="checkbox"/> 設備の構造に<u>対して</u>、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる<u>よう工夫している</u>。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由: _____</p> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価値が80%以上・・・・・・ a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ b 評価値が60%未満・・・・・・ c <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>					
維持・修繕工事	※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対し、現地状況を踏まえ、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を踏まえた提案を行っている。 <p>理由: _____</p> <p>理由: _____</p> <p>理由: _____</p> <p>理由: _____</p> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該項目が6項目以上・・・・ a 当該項目が4項目以上・・・・ b 当該項目が3項目以下・・・・ c <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>					

7

別紙-1①

審査項目別運用表

(主任監督員)

審査項目	工種	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事 受電設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	
II. 品質	※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 製作手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 <input type="checkbox"/> 2. 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していること<u>が確認できる</u>。 <input type="checkbox"/> 3. 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 <input type="checkbox"/> 4. 操作スイッチや表示灯が承認図書のとおりに配置され、<u>正常に作動することが確認できる</u>。 <input type="checkbox"/> 5. ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 <input type="checkbox"/> 6. 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していること<u>が確認できる</u>。 <input type="checkbox"/> 7. 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していること<u>が確認できる</u>とともに、必要な安全装置及び保護装置の動作が確認できる。 <input type="checkbox"/> 8. 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していること<u>が確認できる</u>。 <input type="checkbox"/> 9. 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 <input type="checkbox"/> 10. 設備全体についての取扱説明書を<u>適切</u>に作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。 <input type="checkbox"/> 11. 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 <input type="checkbox"/> 12. 設備の構造に<u>対して</u>、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。 <input type="checkbox"/> 13. <u>障害、災害発生を想定した代替機器、回路などのフェールセーフ機能を現場試験等で確認している</u>。 <input type="checkbox"/> 14. <u>設備の前倒設計について、受注者自らを確認、精査したことが確認できる</u>。 <input type="checkbox"/> 15. その他 <p>理由: _____</p> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価値が80%以上・・・・・・ a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ b 評価値が60%未満・・・・・・ c <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>					
維持・修繕工事	※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 2. 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 3. 監督職員の指示事項に対し、現地状況を踏まえ、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 4. 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を踏まえた提案等を行っている。 <p>理由: _____</p> <p>理由: _____</p> <p>理由: _____</p> <p>理由: _____</p> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該項目が6項目以上・・・・ a 当該項目が4項目以上・・・・ b 当該項目が3項目以下・・・・ c <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>					

7

新旧対照表

現行(平成31年4月)

改正(令和8年4月)

別紙-1⑤

審査項目別運用表

(主任監督員)

審査項目	細別	工 夫 事 項
5. 創意工夫等	1. 創意工夫等	【施工】 <input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 土上、地盤改良、橋脚建設、橋脚、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 照明などの電線の敷設に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋脚、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 定尺の幅員、収の施工高さ等の管理に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 【ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 （※本項目は2点の加点とする。） <input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【品質】 <input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の高質向上に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 <input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 （※本項目は2点の加点とする。） <input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等） <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。 【働き方改革】 働き方改革では、当該工事において、他の規範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 週休2日（4週5休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 <input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。
		【その他】 <input type="checkbox"/> その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> その他 理由： _____
記述評価 (レマークを付した詳細内容を詳細記述)	評 点： _____ 点	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 ※2. 評価は各項目において1つ以上が付けられ1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 ※3. 該当する数と重みを乗算して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
 ※4. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

別紙-1⑤

審査項目別運用表

(主任監督員)

審査項目	細別	工 夫 事 項
5. 創意工夫等	1. 創意工夫等	【施工】 <input type="checkbox"/> 1. 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 2. コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 3. 土上、地盤改良、橋脚建設、橋脚、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 6. 給排水工事や衛生設備工事における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 7. 照明などの電線の敷設に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 10. 支保工、型枠工、足場工、仮橋脚、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 11. 定尺の幅員、収の施工高さ等の管理に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 15. ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工（電子納品のみは除く）※本項目は1点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 16. ICT（活用工事）※本項目は1点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 17. 特殊な工法や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 18. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 19. 特殊な工法や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 20. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 21. 特殊な工法や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 22. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【品質】 <input type="checkbox"/> 19. 土工、設備、電気の高質向上に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 20. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 21. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 22. 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 <input type="checkbox"/> 23. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 （※本項目は2点の加点とする。） <input type="checkbox"/> 24. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等） <input type="checkbox"/> 25. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 26. 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 27. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 28. 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 29. 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 30. 環境保全に関する工夫。 【働き方改革】 働き方改革では、当該工事において、他の規範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 31. 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。
		【その他】 <input type="checkbox"/> 32. その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> 33. その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> 34. その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> 35. その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> 36. その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> 37. その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> 38. その他 理由： _____
記述評価 (レマークを付した詳細内容を詳細記述)	評 点： _____ 点	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 ※2. 評価は各項目において1つ以上が付けられ1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 ※3. 該当する数と重みを乗算して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
 ※4. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

新旧対照表

現 行 (平成31年4月)						改 正 (令和8年4月)							
別紙-2① 審査項目別運用表 <small>(総括監督員)</small>						別紙-2① 審査項目別運用表 <small>(総括監督員)</small>							
審査項目	細 別	a	b	c	d	e	審査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	2. 施工状況	II. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、<u>地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</u> <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 <input type="checkbox"/> <u>現場閉鎖による遅延2日（4週3休以上）に取り組んだ。</u> <input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> その他 理由: 							<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1. 隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 2. 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 3. 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、<u>工事による地域への影響を軽減させた。</u> <input type="checkbox"/> 4. 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 <input type="checkbox"/> 5. <u>施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の機関となるような取組を実施した。</u> <input type="checkbox"/> 6. 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 7. 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 8. <u>設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。</u> <input type="checkbox"/> 9. その他 理由: 				
	III. 安全対策	a	b	c	d	e		III. 安全対策	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 <input type="checkbox"/> その他 理由: 							<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1. 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 <input type="checkbox"/> 2. 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 3. 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 4. 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 5. 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 6. 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 <input type="checkbox"/> 7. その他 理由: 				
		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 							<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 				

新旧対照表

現行(平成31年4月)

改正(令和8年4月)

別紙-2②

審査項目別運用表

審査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例 (総括監督員)
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応 <input type="checkbox"/> 1.対象構造物の高さ、延長、掘削・掘削、施工状況等の規模が特殊な工事 <input type="checkbox"/> 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特化する工事 <input type="checkbox"/> 3.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上該当すれば4点の加点とする。	(1.1.について) ・掘削土土量: 20万m ³ 以上、掘削土土量: 15万m ³ 以上、掘削・掘削の平均高さ: 10m以上、トンネル(φ4m)の長さ: 8m以上、ダム用本門の設計水深: 25m以上、本門又は扉の内空面積: 15m ² 以上、橋脚構造物の吐出管径: 2,000mm以上、堰又は本門の最大径長: 25m以上、堰又は本門の径間長: 3径間以上、堰又は本門の扉体面積: 50m ² 以上、トンネル(掘削工事)の掘削径: 20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積: 100m ² 以上、トンネル(仮設工事)の内空平均面積: 300m ² 以上、地溝り防止工: 幅 100m以上かつ長さ 100m以上、液状土の液状土量: 100万m ³ 以上、液状土の許容高水流量: 500m ³ /s以上、砂防ダムの堤高: 15m以上、ダムの堤高: 150m以上、転流トンネルの落下能力: 400m/s以上、橋脚下部工の高さ: 30m以上、橋脚上部工の最大支間長: 100m以上 (2.について) ・移設工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した構造物の掘削工事又は河内内の改水部における構造物の撤去工事。 ・使用中の道路トンネルの拡張工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が必要となる工事。 ・その他、技術的難しさへの対応が必要となる工事。 ・地山強度が低い又は土質が硬いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 <input type="checkbox"/> 4.地盤の劣化、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 5.周辺環境条件により、作業条件、工期等に大きな影響を受ける工事 <input type="checkbox"/> 6.周辺住民等に対する騒音・振動を抑制する工事 <input type="checkbox"/> 7.周辺土での交通規制に大きく影響する工事 <input type="checkbox"/> 8.緊急時対応が必要となる工事 <input type="checkbox"/> 9.施工期間中の交通規制にわたる工事 <input type="checkbox"/> 10.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上該当すれば6点の加点とする。	(4.1.について) ・使用中の鉄道又は道路と交差する構造物などの工事。 ・市街地等の密集地帯での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・密集地帯の結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (4.2.について) ・ガス管、水道管、電線等の埋設物の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地盤調整や環境対策などの制約が多い工事。 ・その他各種制約があり、施工に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・D1D地区での工事。 (7.について) ・自交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・使用中の自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うための規制機種の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・緊急時の発生があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・掘削土の広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要となる工事。
		III 厳しい自然・地盤条件への対応 <input type="checkbox"/> 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 <input type="checkbox"/> 12.雨・雪・嵐・気象・震動・浸食等の自然条件の影響が大きな工事 <input type="checkbox"/> 13.急峻な地形及び土石流危険渓谷内での工事 <input type="checkbox"/> 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 <input type="checkbox"/> 15.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上該当すれば4点の加点とする。	(11.について) ・河川内の掘削工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎等に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・掘削土土量が多いため、掘削機の稼働率や台数を的確に把握する必要がある工事。 (12.について) ・河川内でのため、設計書で許す以上に不稼働日が多く、主に作業船や自車を使用する工事。 ・潜水を多用した工事又は浸食や水位変動が大きいため作業船や自車を使用する工事。 (13.について) ・急峻な地形のため、作業船や作業車の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面又は急峻な地形下での工事のため、工事に伴う地溝り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓谷に指定された区域内における工事。 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における掘削の位置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		IV 長期工事における安全確保への対応 <input type="checkbox"/> 16.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中断期間を除く) <input type="checkbox"/> 17.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上該当すれば6点の加点とする。	(16.について) ・緊急な地盤のため、作業船や作業車の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面又は急峻な地形下での工事のため、工事に伴う地溝り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓谷に指定された区域内における工事。 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における掘削の位置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		V 県内産建設資材等 <input type="checkbox"/> 18.生コンクリートについて、県内産建設資材を全種類・全量使用。(※本項目は1点の加点とする。) <input type="checkbox"/> 19.コンクリート二次製品について、県内産建設資材を全種類・全量使用。(※本項目は1点の加点とする。) <input type="checkbox"/> 20.道路舗装材料について、県内産建設資材を全種類・全量使用。(※本項目は1点の加点とする。) <input type="checkbox"/> 21.道路舗装材料について、県内産建設資材を全種類・全量使用。(※本項目は1点の加点とする。) <input type="checkbox"/> 22.奈良県産木材認定品(土木資材)の使用品目を全量使用。(※本項目は2点の加点とする。) <input type="checkbox"/> 23.奈良県産木材認定品(土木資材)の使用品目を全量使用。(※本項目は2点の加点とする。) 評価: 高	(17.について) ・緊急な地盤のため、作業船や作業車の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面又は急峻な地形下での工事のため、工事に伴う地溝り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓谷に指定された区域内における工事。 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における掘削の位置のうち特に評価すべき事項が認められる工事

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
 ※2. 主任監督員が評価する「5. 審査工夫」との二重評価は行わない。
 ※3. 評価にあたっては、主任監督員等の意見も参考に評価する。

別紙-2②

審査項目別運用表

審査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例 (総括監督員)
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応 <input type="checkbox"/> 1.対象構造物の高さ、延長、掘削・掘削、施工状況等の規模が特殊な工事 <input type="checkbox"/> 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特化する工事 <input type="checkbox"/> 3.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上該当すれば4点の加点とする。	(1.1.について) ・掘削土土量: 20万m ³ 以上、掘削土土量: 15万m ³ 以上、掘削・掘削の平均高さ: 10m以上、トンネル(φ4m)の長さ: 8m以上、ダム用本門の設計水深: 25m以上、本門又は扉の内空面積: 15m ² 以上、橋脚構造物の吐出管径: 2,000mm以上、堰又は本門の最大径長: 25m以上、堰又は本門の径間長: 3径間以上、堰又は本門の扉体面積: 50m ² 以上、トンネル(掘削工事)の掘削径: 20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積: 100m ² 以上、トンネル(仮設工事)の内空平均面積: 300m ² 以上、地溝り防止工: 幅 100m以上かつ長さ 100m以上、液状土の液状土量: 100万m ³ 以上、液状土の許容高水流量: 500m ³ /s以上、砂防ダムの堤高: 15m以上、ダムの堤高: 150m以上、転流トンネルの落下能力: 400m/s以上、橋脚下部工の高さ: 30m以上、橋脚上部工の最大支間長: 100m以上 (2.について) ・移設工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した構造物の掘削工事又は河内内の改水部における構造物の撤去工事。 ・使用中の道路トンネルの拡張工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が必要となる工事。 ・その他、技術的難しさへの対応が必要となる工事。 ・地山強度が低い又は土質が硬いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 <input type="checkbox"/> 4.地盤の劣化、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 5.周辺環境条件により、作業条件、工期等に大きな影響を受ける工事 <input type="checkbox"/> 6.周辺住民等に対する騒音・振動を抑制する工事 <input type="checkbox"/> 7.周辺土での交通規制に大きく影響する工事 <input type="checkbox"/> 8.緊急時対応が必要となる工事 <input type="checkbox"/> 9.施工期間中の交通規制にわたる工事 <input type="checkbox"/> 10.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上該当すれば6点の加点とする。	(4.1.について) ・使用中の鉄道又は道路と交差する構造物などの工事。 ・市街地等の密集地帯での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・密集地帯の結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (4.2.について) ・ガス管、水道管、電線等の埋設物の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地盤調整や環境対策などの制約が多い工事。 ・その他各種制約があり、施工に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・D1D地区での工事。 (7.について) ・自交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・使用中の自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うための規制機種の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・緊急時の発生があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・掘削土の広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要となる工事。
		III 厳しい自然・地盤条件への対応 <input type="checkbox"/> 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 <input type="checkbox"/> 12.雨・雪・嵐・気象・震動・浸食等の自然条件の影響が大きな工事 <input type="checkbox"/> 13.急峻な地形及び土石流危険渓谷内での工事 <input type="checkbox"/> 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 <input type="checkbox"/> 15.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上該当すれば4点の加点とする。	(11.について) ・河川内の掘削工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎等に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・掘削土土量が多いため、掘削機の稼働率や台数を的確に把握する必要がある工事。 (12.について) ・河川内でのため、設計書で許す以上に不稼働日が多く、主に作業船や自車を使用する工事。 ・潜水を多用した工事又は浸食や水位変動が大きいため作業船や自車を使用する工事。 (13.について) ・急峻な地形のため、作業船や作業車の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面又は急峻な地形下での工事のため、工事に伴う地溝り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓谷に指定された区域内における工事。 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における掘削の位置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		IV 長期工事における安全確保への対応 <input type="checkbox"/> 17.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中断期間を除く) <input type="checkbox"/> 18.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上該当すれば6点の加点とする。	(16.について) ・緊急な地盤のため、作業船や作業車の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面又は急峻な地形下での工事のため、工事に伴う地溝り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓谷に指定された区域内における工事。 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における掘削の位置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		V 県内産建設資材等 <input type="checkbox"/> 18.生コンクリートについて、県内産建設資材を全種類・全量使用。(※本項目は1点の加点とする。) <input type="checkbox"/> 19.コンクリート二次製品について、県内産建設資材を全種類・全量使用。(※本項目は1点の加点とする。) <input type="checkbox"/> 20.道路舗装材料について、県内産建設資材を全種類・全量使用。(※本項目は1点の加点とする。) <input type="checkbox"/> 21.道路舗装材料について、県内産建設資材を全種類・全量使用。(※本項目は1点の加点とする。) <input type="checkbox"/> 22.奈良県産木材認定品(土木資材)の使用品目を全量使用。(※本項目は2点の加点とする。) <input type="checkbox"/> 23.奈良県産木材認定品(土木資材)の使用品目を全量使用。(※本項目は2点の加点とする。) 評価: 高	(17.について) ・緊急な地盤のため、作業船や作業車の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面又は急峻な地形下での工事のため、工事に伴う地溝り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓谷に指定された区域内における工事。 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における掘削の位置のうち特に評価すべき事項が認められる工事

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
 ※2. 主任監督員が評価する「5. 審査工夫」との二重評価は行わない。
 ※3. 評価にあたっては、主任監督員等の意見も参考に評価する。

新旧対照表

現 行(平成31年4月)					改 正(令和8年4月)										
別紙-2③ 審査項目別運用表 (総括監督員)					別紙-2③ 審査項目別運用表 (総括監督員)										
審査項目	細 別	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない									
6. 社会性等	1. 地域への貢献等	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)					●判断基準 評価項目が5項目以上・・・・・・ a 評価項目が4項目・・・・・・・・ a' 評価項目が3項目・・・・・・・・ b 評価項目が2項目・・・・・・・・ b' 評価項目が1項目以下・・・・・・ c ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。								
		11													

新旧対照表

現行(平成31年4月)

改正(令和8年4月)

別紙-2④

審査項目別運用表

(総括監督員)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表		【□ 項目該当なし】
7. 法令遵守等	措置内容	点数	
	<input type="checkbox"/> 1.入札参加停止3ヶ月以上	- 20点	
	<input type="checkbox"/> 2.入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	
	<input type="checkbox"/> 3.入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	
	<input type="checkbox"/> 4.入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	
	<input type="checkbox"/> 5.文書注意	- 8点	
	<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	- 5点	
	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点	
	<input type="checkbox"/> 8.その他 理由：	- 1点	
	<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし		

① 本審査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって「下請契約」し、それを履行するために従事する者に限定する。
 ④ 総合評価専ら方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8、その他の項目で減する措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】
 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
 11.道幅確保の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業傘下の暴力団関係者がいることが判明した。
 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
 14.安全管理が不適切であったことから死者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

別紙-2④

審査項目別運用表

(総括監督員)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表		【□ 項目該当なし】
7. 法令遵守等	措置内容	点数	
	<input type="checkbox"/> 1.入札参加停止3ヶ月以上	- 20点	
	<input type="checkbox"/> 2.入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	
	<input type="checkbox"/> 3.入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	
	<input type="checkbox"/> 4.入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	
	<input type="checkbox"/> 5.文書注意	- 8点	
	<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	- 5点	
	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点	
	<input type="checkbox"/> 8.その他 理由：	- 1点	
	<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし		

① 本審査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって「下請自人と契約」し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。
 ④ 総合評価専ら方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8、その他の項目で減する措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】
 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
 11.道幅確保の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業傘下の暴力団関係者がいることが判明した。
 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
 14.安全管理が不適切であったことから死者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
 15.受注者が社会保険等未加入建設業者の下請自人と契約を締結した。（措置内容については、入札参加停止等の区分による）

新旧対照表

現行(平成31年4月)

改正(令和8年4月)

別紙-3①

審査項目別運用表

(検査員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	1. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の見直しを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事関係書類を事前協議に基づき適正に作成していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 理由: 			<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	
		<p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・ c 			<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	

13

別紙-3①

審査項目別運用表

(検査員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	1. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の見直しを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 2. 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 3. 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 4. 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 5. 工事材料の品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 6. 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 7. 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 8. 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 9. 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 10. 品質証明体制が確立され、ISO9001又は品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 11. 工事関係書類を事前協議に基づき適正に作成していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 12. 社内の管理基準の設定、管理方法が工種別に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 13. 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 14. その他 理由: 			<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	
		<p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・ c 			<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	

13

新旧対照表

現 行 (平成31年4月)

改 正 (令和8年4月)

別紙-3②

審査項目別運用表

(検査員)

考 査 項 目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値を満足し、a～b'に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
1. 出来形	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 出来形管理基準が定められていない工程について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 <p>理由： _____</p> <p>※ ばらつきは別紙-4参照。</p>						
機械設備工事	a	a'	b	b'	c	d	e
※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 梱付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 <p>理由： _____</p>					<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。 	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
●判断基準	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比較(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>						

別紙-3②

審査項目別運用表

(検査員)

考 査 項 目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
1. 出来形	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 1. 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 □ 2. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 3. 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 □ 4. 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 5. 出来形管理基準が定められていない工程について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 <p>理由： _____</p> <p>※ ばらつきは別紙-4参照。</p>						
機械設備工事	a	a'	b	b'	c	d	e
※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 1. 梱付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 □ 2. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 □ 3. 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 □ 4. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 5. 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 □ 6. 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 7. 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 8. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 9. 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 □ 10. 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 <p>理由： _____</p>					<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。 	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
●判断基準	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比較(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>						

新旧対照表

現 行 (平成31年4月)

改 正 (令和8年4月)

別紙-3③

審査項目別運用表

(検査員)

審査項目	工 種	a					d		e	
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている		
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事 事・受電設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 □ 梱付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図等に記録され、適切に管理していることが確認できる。 □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ 設備の梱付、固定方法が、設計図書又は承認図書のとおり施工していることが確認できる。 □ 配管及び配線が設計図書又は承認図書通り敷設していることが確認できる。 □ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ その他（理由：_____） 					<ul style="list-style-type: none"> □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行い改善された。 		<ul style="list-style-type: none"> □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行い改善された。 	
1. 出来形	同上	<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・・・ a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・・・ b' 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c 					<ul style="list-style-type: none"> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 			

15

別紙-3③

審査項目別運用表

(検査員)

審査項目	工 種	a					d		e	
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている		
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事 事・受電設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 □ 1. 梱付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 □ 2. 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □ 3. 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 4. 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 □ 5. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 6. 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ 7. 設備の梱付、固定方法が、設計図書又は承認図書のとおり施工していることが確認できる。 □ 8. 配管及び配線が設計図書又は承認図書通り敷設していることが確認できる。 □ 9. 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ 10. 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 11. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 12. 設計図書に定められている予備品等に不足が無いことが確認できる。 □ 13. 高圧部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不慣れ力を想定した安全対策が確認できる。 □ 14. その他（理由：_____） 					<ul style="list-style-type: none"> □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行い改善された。 		<ul style="list-style-type: none"> □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行い改善された。 	
1. 出来形	同上	<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・・・ a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・・・ b' 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c 					<ul style="list-style-type: none"> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 			

15

新旧対照表

現 行 (平成31年4月)

改 正 (令和8年4月)

別紙-3④

考査項目別運用表

(検査員)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																										
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	コンクリート 構造物工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。						<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																									
	II. 品質	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験繰り返しを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の品質が、証明書等で確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)						① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	●判断基準 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td colspan="3">ばらつきで判断可能</td> <td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90%以下</td> <td>80%以下</td> <td>80%を超過</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table>		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		90%以下	80%以下	80%を超過	評価値	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																														
	90%以下	80%以下	80%を超過																															
評価値	90%以上	a	a'	b																														
	75%以上90%未満	a'	b	b'																														
	60%以上75%未満	b	b'	c																														
	60%未満	b'	c	c																														
土工事 (切土、盛土、地鈞等工事)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。						<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																										
土工事 (切土、盛土、地鈞等工事)	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 置換のための掘削を行うに当たり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 掘削面が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 足付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物周辺の掘削を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 法面に有害な亀裂が無い。 <input type="checkbox"/> 伐除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)						① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	●判断基準 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td colspan="3">ばらつきで判断可能</td> <td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90%以下</td> <td>80%以下</td> <td>80%を超過</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table>		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		90%以下	80%以下	80%を超過	評価値	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c	c
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																														
	90%以下	80%以下	80%を超過																															
評価値	90%以上	a	a'	b																														
	75%以上90%未満	a'	b	b'																														
	60%以上75%未満	b	b'	c																														
	60%未満	b'	c	c																														

16

別紙-3④

考査項目別運用表

(検査員)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																										
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	コンクリート 構造物工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。						<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																									
	II. 品質	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1. コンクリートの配合試験及び試験繰り返しを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> 2. コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 3. 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 4. 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> 5. コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 6. コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 7. 鉄筋の品質が、証明書等で確認できる。 <input type="checkbox"/> 8. コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 9. 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 10. 圧接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 11. コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 12. スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 13. 有害なクラックが無い。 <input type="checkbox"/> 14. その他 (理由: _____)						① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	●判断基準 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td colspan="3">ばらつきで判断可能</td> <td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90%以下</td> <td>80%以下</td> <td>80%を超過</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table>		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		90%以下	80%以下	80%を超過	評価値	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																														
	90%以下	80%以下	80%を超過																															
評価値	90%以上	a	a'	b																														
	75%以上90%未満	a'	b	b'																														
	60%以上75%未満	b	b'	c																														
	60%未満	b'	c	c																														
土工事 (切土、盛土、地鈞等工事)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。						<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																										
土工事 (切土、盛土、地鈞等工事)	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1. 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 2. 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 3. 置換のための掘削を行うに当たり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 4. 掘削面が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 5. 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 6. 足付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 7. 構造物周辺の掘削を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 8. 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 9. CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 10. 法面に有害な亀裂が無い。 <input type="checkbox"/> 11. 伐除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 12. その他 (理由: _____)						① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	●判断基準 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td colspan="3">ばらつきで判断可能</td> <td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90%以下</td> <td>80%以下</td> <td>80%を超過</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table>		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		90%以下	80%以下	80%を超過	評価値	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c	c
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																														
	90%以下	80%以下	80%を超過																															
評価値	90%以上	a	a'	b																														
	75%以上90%未満	a'	b	b'																														
	60%以上75%未満	b	b'	c																														
	60%未満	b'	c	c																														

16